

坂出市最低制限価格制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）および坂出市契約規則（昭和40年規則第2号。以下「契約規則」という。）第16条第2項（契約規則第19条において準用する場合を含む。）の規定に基づき最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、競争入札に付するもので、その予定価格が100万円を超える工事とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 前条に規定する最低制限価格の設定対象工事に係る請負契約を締結しようとするときは、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、最低制限価格および最低制限価格から消費税および地方消費税に相当する額を控除した入札書比較最低制限価格を算出するものとする。

2 入札書比較最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、その額が、予定価格から消費税および地方消費税に相当する額を控除した額（以下この条において単に「予定価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(4) 一般管理費に10分の5.5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

3 上記(1)から(4)に掲げる額が明確に区分されていないもの、または市長が特に認めたものについては、上記の設定方法にかかわらず、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長の定める割合を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(予定価格表への記載)

第4条 最低制限価格等を、契約規則第12条第1項に規定する予定価格に併記するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、次のことを周知す

るものとする。

(1) 最低制限価格を設定していること。

(2) 申込みに係る価格が最低制限価格に満たない場合は、当該入札をした者を失格とすること。

(設定の対象外)

第6条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができるものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。